官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔内閣官房令〕
○国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する内閣官房令（内閣官房九）　一
〔その他告示〕
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一一九三～一二〇三）　一
○高速自動車国道に関する件（国土交通一〇六八）　四
○登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録の件（同一〇六九～一〇七一）　六
○航路標識に関する件（海上保安庁二六）　六
○道路に関する件（関東地方整備局二〇四、二〇五）　六
○道路に関する件（北陸地方整備局三四）　六
〔人事異動〕
内閣　人事院　法務省　国税庁　六
〔叙位・叙勲〕　六
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
官庁事項
登録低引火点燃料船学科講習実施機関の登録（国土交通省）　七
登録低引火点燃料船安全担当者講習実施機関の登録（同）　七
中央労働委員会の委員の候補者の推薦（内閣府公告一）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
社会保険労務士懲戒処分関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　三〇

内閣官房令

○内閣官房令第九号

国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十四条第三項及び第十五条第四項（同法第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）の規定を実施するため、国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和八年八月十九日　内閣総理大臣　高市　早苗

国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する内閣官房令

国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成二十一年総務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（主宰者の指名の手続）	（主宰者の指名の手続）
第七条　［略］	**第七条**　［同上］
2　主宰者が準用行政手続法第十九条第二項各号のいずれかに該当するに至ったときは、退職手当管理機関は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。	2　主宰者が準用行政手続法第十九条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は主宰者が死亡し若しくは心身の故障その他継続して意見の聴取を行えない事由により意見の聴取を行うことができなくなったときは、退職手当管理機関は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この内閣官房令は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この内閣官房令の施行の日前に、この内閣官房令による改正前の国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則第七条第二項の規定に基づき行われた新たな主宰者の指名の効力については、なお従前の例による。

その他告示

○農林水産省告示第千百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十九日　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県伊達郡桑折町大字南半田字藤倉五五の三

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。